

# 鳥羽市森林整備計画

計画期間

自 平成26年 4月 1日  
至 平成36年 3月31日

# 目次

1	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1～5
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	2
3	森林施業の合理化に関する基本方針	5
II	森林整備の方法に関する事項	5～20
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	5～6
1	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	5
2	樹種別の立木の標準伐期齢	6
3	その他必要な事項	6
第2	造林に関する事項	7～10
1	人工造林に関する事項	7
2	天然更新に関する事項	8
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	10
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	10
5	その他必要な事項	10
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	11～12
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	11
2	保育の作業種別の標準的な方法	12
3	その他間伐及び保育の基準	12
4	その他必要な事項	12
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	13～15
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法	13
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における施業の方法	14
3	その他必要な事項	15
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	16
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方策	16
2	森林の施業又は経営の受託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	16
3	森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項	16
4	その他必要な事項	16

第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	17
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	17
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	17
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	17
4	その他必要な事項	17
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	18～19
1	路網の整備に関する事項	18
2	その他必要な事項	19
第8	その他森林整備の方法に関し必要な事項	20
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	20
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	20
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	20
4	その他必要な事項	20
Ⅲ	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項	21
1	森林病虫害の駆除及び予防の方法等	21
2	鳥獣による森林被害対策の方法	21
3	林野火災の予防の方法	21
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	21
5	その他必要な事項	21
Ⅳ	森林の保健機能の増進に関する事項	22
1	保健機能森林の区域	22
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法	22
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備	22
4	その他必要な事項	22
Ⅴ	その他森林の整備のために必要な事項	23～24
1	森林経営計画の作成に関する事項	23
2	森林整備を通じた地域振興に関する事項	23
3	住民参加による森林の整備に関する事項	23
4	その他必要な事項	24

Ⅰ 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

Ⅰ 森林整備の現状と課題

本市は、三重県東部の志摩半島に位置し、総面積10,798haの内、森林面積は、7,482haで、総面積の69%である。そのほとんどが民有林で、人工林面積は1,886haをしめ人工林率は25%となっており、うちスギが27.6%、ヒノキ38.6%、マツその他が、33.8%となっている。

しかし、下刈、間伐等保育を要する森林が多くを占めており、今後は健全な森林資源の維持増大を図らなければならないが外材輸入、非木質系建築資材の進出等を背景とした国産材価格の低迷、経営コストの増大等により林業経営の収益等が著しく悪化しているのが現状である。このため森林所有者の経営意欲が減退するとともに、林業従事者の高齢化が進み、森林の適正な管理がされず、この解消が課題となっている。

このことから、平成23年度より受光伐や間伐など森林整備を推進する「森と海・ぎずな」事業に取り組み、水源涵養力や土砂流出災害防止などの森林本来の機能を回復させ、雇用増加など林業振興に寄与していきます。

この整備により、落ち葉や森の土壌に含まれる多くのミネラルをはじめとする物質が、雨水や地下水に溶け込み川へ流れ込む水量が増えるとともに、海での磯焼けの防止や藻場の再生につながり、市の特産であるカキやアワビなどの海産物の育成などにも好影響がでてくると考えています。

その他にも森林整備により発生した間伐材を、薪ストーブ用燃料などとして活用を図るとともに暖房器具やボイラー等の設置に向けた支援を実施し、木質バイオマスの地産地消に向けた取り組みを推進していきます。

区 分	面積	備考
総土地面積	10,798ha	
森林面積	7,482ha	
国有林面積	0ha	
民有林面積	7,482ha	
対象内民有林	7,482ha	
うち人工林面積	1,886ha	
天然林面積	5,462ha	
その他面積	134ha	
対象外民有林	0ha	

(平成26年4月1日現在、三重県森林・林業経営課資料)

## 2 森林整備の基本方針

### (1) 地域が目指すべき森林資源の姿

森林の整備に当たっては、森林の有する諸機能を総合的かつ高度に発揮させるため、受光伐や間伐などを推進するとともに重視すべき機能に応じた適正な森林施業を実施することで、健全な森林資源の維持管理を図るものとする。

### (2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

#### ア 森林整備の基本的な考え方

森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全、木材等生産の各機能を高度に発揮させ、その機能を維持し、社会のニーズに適合した森林整備のため、住民の意見を取り入れ、地域・林相に応じた計画的な森林整備を促進する。

森林の有するこれらの機能ごとの森林整備の基本的な考えかたは、次表のとおりとする。

◇森林の有する機能ごとの森林整備の基本的な考え方

森林整備の基本的な考え方	
森林の有する機能	
水源涵養機能	ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。
山地災害防止機能 ／土壌保全機能	具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施策を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については縮小及び分散を図ることとする。また、立地条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施策を推進することとする。
快適環境形成機能	山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。 具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施策を推進することとする。また、立地条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施策を推進することとする。
保健・レクリエーション機能	市民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。 具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施策や適切な保育・間伐等を推進することとする。
文化機能	観光的に魅力ある渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、住民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。 具体的には、市民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や住民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。

	<p>具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。</p>
<p>生物多様性保全機能</p>	<p>全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、その土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される一定の広がりをもった森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。</p> <p>とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。</p>
<p>木材等生産機能</p>	<p>林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。</p> <p>具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林及び保育並びに間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することとする。</p>

## イ 森林施業の推進方策

間伐等を着実に実施するため、県、森林組合、林業事業体、森林所有者等の相互の連携を一層密にして、路網整備や高性能林業機械を導入した作業シフトへの普及・定着を図るとともに、共同施業や作業路網開設を前提とした小規模森林所有者への働きかけ、合意形成を促進する。

### 3 森林施業の合理化に関する基本方針

適正な森林経営がなされない場合には、森林経営の受託等のあつせんを行うこととする。

また、路網整備を促進し、効率的な森林施業や適正な森林経営が行われるよう必要な支援を行う。

## II 森林整備の方法に関する事項

### 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

#### 1 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

主伐期を迎える人工林については、適切な林齢において、計画的かつ効率的な伐採を推進することを重点とする。また、伐採に当たっては、公益的機能の発揮に十分留意し、伐区の分散、保護樹帯の設置等に努めることとする。このため、立木の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じる無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その標準的な方法を次表のとおり定める。

主伐の区分	標準的な方法
皆伐 （主伐のうち 択伐以外のもの）	<p>森林の有する多面的機能の高度発揮を促すため、以下の事項に留意し、実施するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 皆伐にあたっては、林地の保全及び公益的機能を考慮して、伐採跡地が連続することのないよう配慮する</li> <li>・ 皆伐は気候、森林生産力等の自然条件、野生生物の生育・生息状況からみて皆伐後の更新が確実である森林について行うものとする。</li> <li>・ 天然更新を行う森林は、周辺の母樹の保存状況等から確実に天然下種更新及び萌芽更新が可能な林分を対象とする。更新を確実にするため、伐区の形状、母樹の保存等について配慮し、萌芽更新の場合は、優良な萌芽を発生させるため11月から3月の間に伐採するものとする。</li> <li>・ 伐期は、多様な木材需要に対応できるように地区の森林構成等を踏まえ多様化、長期化を図る。</li> <li>・ 森林の生物多様性の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。</li> <li>・ 林地の保全、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持などを図る観点から、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯の設置に努める。</li> </ul>

<p>択伐 (主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法)</p>	<p>森林の多面的機能の高度発揮を促すため、以下の事項に留意し、実施するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 択伐にあたっては、複層状態の森林に確実に誘導する観点から自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うものとする。</li> <li>・ 萌芽更新等を期待する森林は、森林の生産力及び公益的機能の増進が図られる森林に誘導することを目標に、伐採率は30% (材積率) を基準とするものとする。</li> <li>・ 隣接して広葉樹林が残存している森林等は、側方天然下種更新により広葉樹を導入することも考慮するものとする。</li> <li>・ 森林の生物多様性の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。</li> <li>・ 天然更新を行う森林は、周辺の母樹の保存状況等から確実に天然下種更新及び萌芽更新が可能な林分を対象とする。更新を確実にするため、伐区の形状、母樹の保存等について配慮し、萌芽更新の場合は、優良な萌芽を発生させるため11月から3月の間に伐採するものとする。</li> </ul>
--	---

## 2 樹種別の標準伐期齢

樹種別の標準伐期齢は次表のとおりとする。なお、これは、伐採（主伐）の時点に達する標準的な時期を指標として示したものであり、標準伐期齢に達した時点で森林の伐採を促すためのものではない。

### ◇ 樹種別の標準伐期齢

地 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹	クヌギ	その他広葉樹
鳥羽市全域	35年	40年	35年	35年	10年	15年

## 3 その他必要な事項

造林地の野生生物による食害対策として、シカ等の個体数増加につながるような面積の皆伐は避けるものとする。

伐採時には、かかり木にならないように安全を最優先し、伐採木を林地に残置する場合には、できる限り片側の枝条を払い、接地させる部分を長くし、土砂止めとして利用できるようにする。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は次表のとおりとする。なお、定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は市の森林・林業担当課又は林業普及指導員に相談し、適切な樹種を選択することとする。

◇人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種	
スギ、ヒノキ、マツ類、ケヤキ、クヌギ、ナラ・カシ類、シイ類、カエデ類、その他広葉樹	

※ 上記の樹種は育成に際しての推奨種であり、その他の樹種であっても各々の地域における在来の高木性樹種であれば対象とする。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の標準的な方法

人工造林の標準的な方法は次表のとおりとする。なお、定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、市の森林・林業担当課又は林業普及指導員に相談し、適切な植栽本数を決定することとする。

◇人工造林の樹種別及び仕立て別の植栽本数

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数(本/ha)	備考
スギ・ヒノキ	疎仕立て～密仕立て	1, 000～5, 000	
マツ	疎仕立て～中仕立て	1, 000～3, 000	
広葉樹	疎仕立て～中仕立て	1, 000～3, 000	

イ その他人工造林の方法

その他人工造林の方法は次表のとおりとする。

◇その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地寄せの方法	等高線に沿いに堆積する全刈筋積を原則とする。 なお、急傾斜地等で崩壊の危険性ある箇所については棚積地寄せを行い林地の保全に努めるものとする。
植付けの方法	正方形植付けを原則とする。
植栽の時期	樹種別の適期に行うものとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

3に定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に指定されている森林において、皆伐による伐採を行う森林については、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度当初から起算して2年以内に植栽するものとする。

また、人工造林により造成した森林において択伐による伐採を行う森林については、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度当初から起算して5年以内に植栽することを目安とする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系などを勘案し、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとする。

また、森林の確実な更新が図られている目安として、伐採後5年を超えない時期までに調査を行い、次のことを勘案して判断することとする。

- ① 更新対象とする後継樹種は、その場所で将来高木となり得る樹種である。
- ② 樹高が概ね1.5m以上の幼樹（前生樹及び萌芽を含む。）が概ね1haあたり3,000本以上成立している。

なお、①②の状態にない場合には、追加的な更新補助作業を行い、①②の状態になるまで経過観察を行うこととする。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種は、次表のとおりとする。

◇天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	スギ、ヒノキ、マツ類
萌芽による更新が可能な樹種	ケヤキ、クスギ、ナラ・カシ類、シイ類、カエデ類、その他広葉樹
種	ケヤキ、クスギ、ナラ・カシ類、シイ類、カエデ類、その他広葉樹

※ 上記の樹種は育成に際しての推奨種であり、その他の樹種であっても自生してきた高木性の樹種であれば対象とする。

(2) 天然更新の標準的な方法

天然更新を行う際には、天然更新の対象樹種の生育し得る最大の立木の本数として想定される本数に10分の3を乗じた本数以上の本数（ただし、草丈以上のものに限る。）を更新することとする。

◇天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数
スギ、ヒノキ、マツ類、ケヤキ、クスギ、ナラ・カシ類、シイ類、カエデ類、その他広葉樹	10,000本/ha

◇天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	シダ類の繁茂や枝条の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所については、かき起こしや枝条整理等を行い、種子の定着及び発育の促進を図るものとする。
刈出し	天然稚幼樹の生育がシダ類等の下層植生によって阻害される箇所にあたっては、稚幼樹の周囲を刈り払い稚幼樹の成長の促進を図るものとする。
植込み	天然下種更新及び萌芽更新の不十分な箇所については、経営目標等に適した樹種を選定して植え込みを行うものとする。
芽かき	萌芽更新を行った箇所において、目的樹種の発生状況により、必要に応じて萌芽の翌年に1回目を行い、地際に近く風上側の強い芽を1株当たり4～5本残すようにする。4年目に2回目の芽かきを行い、1株当たり2～3本とする。

(3) 伐採跡地において天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図る観点から、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度当初から起算して5年以内とする。

- 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在  
植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在は、次表のとおりとする。

◇植栽によらなければ適確な更新が困難な森林

森林の区域	備考
1 林班一ー1 ～ 1 7 7 林班一オー4 のうちスギ、ヒノキ人工林	スギ、ヒノキの人工林地、また、その他の森林についても、ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の有無、天然更新に必要な稚幼樹の生育状況、病虫害などの被害の発生状況その他の自然条件及び森林の早期回復に対する社会的要請等を勘案して、天然更新が可能であると判断できる場合は天然更新を可能とするが、難しいと考えられる林分については、皆伐後2年以内、択伐後5年以内に植栽を行うものとする。

- 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づき伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の規定に基づき伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準については次のとおりとする。

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合は1の(1)のとおり。

イ 天然更新の場合は2の(1)のとおり。

(2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数として、天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で、生育し得る最大の立木の本数として想定される本数は、10,000本/haとする。

- 5 その他必要な事項  
特に定めない。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

森林の立木の育成の促進ならびに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、標準伐期齢以下では概ね10年に一度、また、標準伐期齢以上では概ね20年に一度の間伐を実施するものとする。

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法は、次表のとおりとする。

◇間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	植栽本数 (本/h <sup>a)</sup> )	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)					標準的な方法	備考
			初回	2回目	3回目	4回目	5回目		
スギ ヒノキ	中仕立て ～密仕立て	3,000 ～	15 ～	25 ～	35 ～	55 ～	75 ～	間伐率は本数で20～40%とし、左記の林齢を標準とし、林分の状況に応じて適期に行う。間伐木の選定は林分構成の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行う。	

※間伐とはおおむね5年後に樹冠疎密度が80%以上に回復することが見込まれる森林において行う立木材積の35%以内の伐採である。

## 2 保育の作業種別の標準的な方法

保育の作業種別の標準的な方法は、次表のとおりとする。

### ◇保育の作業種別の標準的な方法

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数	標準的な方法	備考
下刈り	スギ ヒノキ	植栽木が下草より抜け出るまで行う。 年に1～2回実施する。	時期は6～8月頃を目安とする。	
つる切	スギ ヒノキ	下刈り終了後つるの繁茂の状況に応じて随時行なう。	時期は5～7月頃を目安とする。	
除伐	スギ ヒノキ	10年生以上から適宜実施する。	造林木の成長を阻害したり、阻害が予想される侵入木や形質不良木を除去する。	
枝打ち	スギ ヒノキ	材の生産目標に応じて決定する。	病虫害予防、林床への光の導入、材の完満度を高めるために行う。 時期は、12～3月頃とする。	

## 3 その他間伐及び保育の基準

樹冠長率が30%に満たない林分は、気象災害に対して弱く、間伐後しばらくの間は特に危険な状態となっている。しかし、さらに脆弱な森林になるのを防ぐためには、優勢木が適正配置されるように劣勢木中心の間伐を進める。その場合、本数間伐率にして40%から50%程度の間伐を行い、数年後に森林内の状況を考慮し、40%程度の間伐を行う。

また、樹冠長率が20%程度まで低下した森林は、間伐を行っても健全な森林に戻すことは困難なことから、このような場合は皆伐更新することが望ましい。

## 4 その他必要な事項

森林法第10条の10第2項（要間伐森林）の通知は必要に応じて行う。

#### 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

##### 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

##### ア 区域の設定

別表1のとおり。

##### イ 森林施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の延長、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図るよう努めることとし、以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域については別表1のとおりとする。

#### ◇森林の伐期齢の下限

地域	樹種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹	その他広葉樹	
鳥羽市全域	45年	50年	45年	45年	20年	25年

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌保全の機能、快適な環境形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

##### ア 区域の設定

次の①から④までに掲げる森林の区域を別表1のとおり定める。

①土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

②快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

③保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

④その他公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

##### イ 森林施業の方法

森林の齢級構成、林道の整備状況等地域の実情からみて、これらの公益的機能の維持増進を図るために必要かつ適切と見込まれる場合は、土壌の保全等を特に図る観点から、伐採年齢を標準伐期齢の2倍程度まで延ばす長伐期施業や常に一定以上の蓄積を維持する複層林施業に努めることとする。また、林地の安定化を目的とした未立木地等への植栽を推進するほか、複層状態の森林へ誘導する際の広葉樹導入による針広混交林化に努めることとし、アの①から④までに掲げる森林の区域のうち、公益的機能の維持増進を図るため、以下の伐期齢の下限に従った森林施業その他の森林施業を推進すべきものを当該推進すべき森林施業の方法ごとに別表2のとおり定める。

◇長伐期を推進すべき森林の伐期齢の下限

地 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹	クヌギ	その他広葉樹
鳥羽市全域	70年	80年	70年	70年	20年	30年

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における施業の方法

(ア) 区域の設定  
別表1のとおり。

(イ) 森林施業の方法

森林の公益的機能の發揮に留意しつつ、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた、樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を実施する。

【別表1】

区分	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	付属概要図及び別添機能別一覧表のとおり	2, 823 ha
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の増進を図るための森林施業を推進すべき森林	付属概要図及び別添機能別一覧表のとおり	2, 823 ha
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	付属概要図及び別添機能別一覧表のとおり	4, 280 ha
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	付属概要図及び別添機能別一覧表のとおり	4, 280 ha
その他公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	—
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	付属概要図及び別添機能別一覧表のとおり	878 ha

【別表2】

施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
伐期の延長を推進すべき森林	該当なし	
長伐期施業を推進すべき森林	該当なし	
複層林施業を推進すべき森林	該当なし	
複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く)	該当なし	
択伐による複層林施業を推進すべき森林	該当なし	
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	該当なし	

- 3 その他必要な事項  
特に定めない。

- 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項
  - 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針  
小規模で零細な所有森林や地域に所有者が不在な森林では、森林施業が停滞していることから、このような森林については、森林組合等林業事業体への長期の施業委託を促進し、林業事業体の森林経営規模を拡大することとする。
  - 2 森林の施業又は経営の受託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策  
森林組合等林業事業体と連携し、これらに森林経営の受託等に必要な情報を提供し、施業意向のない森林所有者への施業委託を働きかけると、合意が得られた森林については、林業事業体の森林施業プランナー等が取りまとめを行い、森林の経営の受託拡大により、効率的な森林施業を目指す。
  - 3 森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項  
集約化施業の推進及び山林境界明確化の推進等を集落座談会等による働きかけを行う。
  - 4 その他必要な事項  
特に定めない。

## 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

### 1 森林施業の共同化の促進に関する方針

森林の所有形態は小規模な林家が大部分を占め、手入れの不十分な森林が多数存在している。このような森林所有者を対象に、林業経営の計画化・合理化を促進し、保育・間伐等の森林施業の実行確保を図るため、森林組合を中心とした林業事業体に施業の委託、共同化、組織化を推進し林業経営の改善を図る。

### 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

地域林業の中核的担い手である森林組合を中心とし、森林所有者（不在森林所有者を含む）に長期的な森林経営計画についての認識を深めてもらうべく普及啓発を行い、地域単位での施業共同化に向けて実施協定の締結を推進する。

### 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

ア 森林施業を共同で実施するにあたっては、森林所有者が林業事業体などに長期的な施業委託をすることにより、各年度の実施計画を作成して、実施管理を行い、一体的、効率的に実施することとする。

イ 作業路網その他の施設の維持運営は、林業事業体などを中心に関係者により実施することとする。

ウ 施業委託した森林所有者の一部が共同化について遵守しないことにより、その者が他の施業委託者に不利益を被らせることがないよう、予め個々の施業委託者が果たすべき責務等を明らかにしておくこととする。

### 4 その他必要な事項

特に定めない。

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 路網の整備に関する事項

(1) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム並びに作業路網等整備をあわせて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

ア 路網整備の水準及び作業システム

林道等路網の開設については、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出を伴う間伐の実施や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、次表を目安として林道及び森林作業道を適切に組み合わせて開設することとする。

なお、次表の路網整備水準は、木材搬出予定箇所には適用することとし、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しないこととする。

◇路網整備の水準

区分	作業システム	路網密度
緩傾斜地 (0° ~ 15°)	車両系作業システム	100m/ha以上
	車両系作業システム	75m/ha以上
中傾斜地 (15° ~ 30°)	架線系作業システム	25m/ha以上
	車両系作業システム	60m/ha以上
急傾斜地 (30° ~ 35°)	架線系作業システム	15m/ha以上
	架線系作業システム	5m/ha以上
急峻地 (35° ~ )	架線系作業システム	5m/ha以上

注 1：「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フオワード等を活用する。

2：「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用する。

イ 路網整備等推進区域  
該当無し

(2) 作業路網の整備及び維持運営に関する事項

ア 基幹路網に関する事項

① 基幹路網の作設にかかる留意事項

安全の確保、土壌の保全等を図り、森林施業や木材生産に応じた適切な規格・構造の林道を整備することとし、林道規定(昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知)、林業専用道作設指針(平成22年9月4日22林整整第602号林野庁長官通知)及び三重県林業専用道作設指針(平成23年3月24日環林第06-590号)の規定を踏まえて開設する。

② 基幹路網の整備計画

南伊勢地域森林計画書のとおり

イ 細部路網の整備に関する事項

① 細部路網の作設に係る留意点

持続的に使用可能な壊れない道作りを行うこととし、森林作業道作設指針(平成22年11月17日林整整第656号林野庁長官通知)及び三重県森林作業道作設指針(平成23年3月24日環林第06-590号)の規定を踏まえて開設する。

② その他必要な事項

特に定めない。

(3) 基幹路網の維持管理に関する事項

林道、林業専用道、森林作業道については、「森林環境保全整備事業実施要領」(平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知)及び「民有林林道台帳について」(平成8年5月16日付け林野基第158号林野庁長官)に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

2 その他必要な事項

特に定めない。

## 第8 その他森林整備の方法に関し必要な事項

### 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

#### (1) 林業従事者の養成

地域の林業生産活動を維持・発展させるためには、優秀な技能と林業経営の感覚を備えた林業従事者を地域ぐるみで養成していく必要があることから、既存の林業従事者に対して、三重県農林水産支援センター等が行う林業技術研修などを積極的に活用するとともに、定期的に技術・技能の研修を受けるよう指導していく。

#### (2) 林業従事者の確保

若年層の林業へのUターンや新規参入を促進するため、近代的な林業労働についての啓発・向上に努める。

具体的な方策としては以下のことを推進する。

- ア 林業・作業道の開設や機械化等の推進により労働強度の低減及び安全性の向上に努める。
- イ 月給制、週休制、社会保険の充実等現在社会に合致した雇用形態の実現を図る。
- ウ 森林についての総合的知識を有した若者の育成・確保を通じて、森林を総合的に管理する魅力ある新しい職種創りに努める。
- エ 市内の小学校、中学校、高等学校の児童・生徒を対象として、自然観察や林業体験学習等を実施し、林業への就業のきっかけをつくる。

### 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

今後、主伐期の到来により伐採量の増加が予想されることから、伐出・造材工程について、環境負荷の低減に配慮し、非皆伐施業にも対応し得る機械化を促進する。このための高性能林業機械を主体とする林業機械の導入を推進する。

### 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

#### (1) 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備方針

施設の整備にあつたては、県産材を積極的に使用するものとする。

- (2) 林産物の生産 (特用林産物) ・流通・加工販売施設の整備計画  
該当なし。

### 4 その他必要な事項 該当なし。

Ⅲ 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

1 森林病害虫の駆除及び予防の方法等

(1) 森林病害虫の駆除及び予防の方針及び方法

まん延の兆しがある、ナラ枯れ被害対策のため、定期的な巡視を行い、被害が発見された場合には、三重県と連携して駆除に努める。

(2) その他

松枯れについては、伐倒駆除等の対策を行い、松くい虫防除に努める。

2 鳥獣による森林被害対策の方法

ニホンジカの生息密度の高い地域で、人工造林や天然更新等を行う場合には、防護柵や防護チェーンなどにより、稚樹などを保護する。

3 林野火災の予防の方法

林業作業時には、喫煙時やたき火等火気の使用には十分注意する。

4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林病害虫の駆除等のための火入れは極力行わないこととする。やむを得ず、火入れを行う場合には、あらかじめ法令（森林法第21条）の規定に従って許可を得て、消防、警察、地元自治会等関係機関へも通知したうえで実施することとし、火入れは必要最低限の規模とする。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分は次表のとおりとする。

◇病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

森林の区域	備考
森林病害虫等防除法に基づき指定された高度公益機能森林の区域	

(2) その他

該当なし。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

該当なし

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

該当なし

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

(1) 森林保健施設の整備

該当なし

(2) 立木の期待平均樹高

該当なし

4 その他必要な事項

該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

- (1) 路網の整備の状況その他の地域の実情からみて、造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると思われる区域  
森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づき区域については、次表のとおりとする。

区域名	林 班	面積 (ha)
該当なし		

(2) その他

森林経営計画を作成するに当たっては、次に掲げる事項について適切に計画することとする。

- ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- イ IIの第4の1の公益的機能別施業森林の施業方法
- ウ IIの第5の3の森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- エ IIIの森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

2 森林整備を通じた地域振興に関する事項

利用期に達した林分が充実しているので、利用間伐を中心とした林産業の活性化を推進することで、雇用促進に繋げる。

3 住民参加による森林の整備に関する事項

- (1) 地域住民参加による取り組みに関する事項  
環境問題への関心が高まり、市民の森林に対する要求が多様化しているなか、この要求に対応できる多様な森林整備を実施していくことが必要となっており。また、森林に対する多様な要求を的確に把握し、森林整備を実施すると共に、森林づくりの実践の場として地域住民の参加・協力を得ながら整備を促進する。

- (2) 上下流連携による取り組みに関する事項  
特に定めず

- (3) 森林法第10条の11の9第2項に規定する施業実施協定の参加促進対策  
特に定めず

#### 4 その他必要な事項

公共施設は鳥羽市公共建築物等木材利用方針に基づき、木造・木質化及び県産材の使用に努め、民間建築物に対しても木造・木質化、県産材使用の普及を行い、木材の利用増加、林業の活性化に繋げる。

參考資料

1, 公益的機能別施業森林林班 付表 1